

令和6年度 航空機騒音測定結果概要

(嘉手納飛行場・普天間飛行場)

目次

I	航空機騒音対策の経緯	1
II	令和6年度航空機騒音測定結果	
II-1	嘉手納飛行場周辺	3
II-2	普天間飛行場周辺	8
III	航空機騒音に係る環境基準について(抜粋)	13

令和7年9月
沖 縄 県

I 航空機騒音対策の経緯（嘉手納飛行場・普天間飛行場）

1 主な出来事

- ・ 昭和 63 年 2 月 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（嘉手納・普天間飛行場）

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準（旧）

地域類型	WECPNL [※] (うるささ指数)	備考
I	70 以下	もっぱら住居の用に供される地域に適用する。
II	75 以下	I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に適用する。

※ 国際民間航空機関（ICAO）が提唱した航空機騒音の評価の単位。略称「W 値」、一般に「うるささ指数」と呼ばれている。離着陸する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行って一日のうるささ指数を算出する。

一日を 4 回（午前 0～7 時、午前 7 時～午後 7 時、午後 7 時～10 時、午後 10 時～午前 0 時）に分け、夜間や深夜・早朝は補正増を行う。WECPNL が大きくなるほどうるささの程度が増す。

- ・ 平成 7～10 年度 航空機騒音による健康影響調査の実施
- ・ 平成 8 年 3 月 「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」が日米合同委員会において合意される。

人口密集地上空の飛行回避、22:00～6:00 の飛行制限、18:00～8:00 のエンジンテストの制限等

- ・ 平成 9 年 3 月 航空機騒音常時自動測定オンラインシステムの導入

航空機が発する電波（トランスポンダ信号）をとらえることにより航空機騒音の判別を行い、測定したデータを各測定局から光回線等を通して中央監視局（沖縄県庁）に送信し、集計処理を行う。
--
- ・ 平成 25 年 4 月 改正「航空機騒音に係る環境基準」の施行
 環境基準の評価指標が WECPNL から Lden[※]へ変更

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準（現行）

地域類型	L den [※]	備考
I	57dB 以下	もっぱら住居の用に供される地域に適用する。
II	62dB 以下	I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に適用する。

※ 時間帯補正等価騒音レベル。離着陸する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行って一日の騒音の大きさを算出する。Lden の「den」は、day、evening、night を表す。

一日を 3 回（午前 7 時～午後 7 時、午後 7 時～10 時、午後 10 時～午前 7 時）に分け、午後 7 時～午前 7 時の夕方・夜間・早朝は補正増を行う。Lden が大きくなるほど、騒音の大きさが増す。

2 県内各自治体の測定局設置状況（令和7年3月31日時点）

嘉手納飛行場周辺		普天間飛行場周辺	
沖縄県	8局（オンライン）	沖縄県	7局（オンライン）
嘉手納町	4局	宜野湾市	1局（オンライン）
北谷町	3局（オンライン）	北中城村	3局（オンライン）
沖縄市	3局（オンライン）	沖縄市	1局（オンライン）
うるま市	3局	浦添市	3局（オンライン）
計	21局	計	15局

II-1 令和6年度航空機騒音測定結果（嘉手納飛行場周辺）

1 測定結果

(1) Ldenについて（図 K1、表 K1）

地域類型指定されている 19 測定局中 8 局で環境基準値を超過した（前年度 9 局/19 局）。

最大値は砂辺局の 68dB（基準値 62dB）であった。

(2) 1日あたりの騒音発生回数（表 K1）

最も多かったのは屋良 A 局の 70.6 回/日で、前年度最多の同局の 65.4 回/日から 5.2 回/日増加した。

(3) 最大騒音レベル（表 K1）

砂辺局で令和 6 年 4 月に測定期間中最大となる 116.7dB を記録した。

(4) 航空機騒音規制措置（H8.3.28）前後の航空機騒音発生状況（表 K2、図 K2、図 K2-2）

平成 7 年度以降、継続して測定している 4 測定局は、依然として旧環境基準 WECPNL を超過する値で推移している。

(5) 夜間・早朝（22 時～6 時）における航空機騒音発生回数（表 K3、図 K3、図 K3-2）

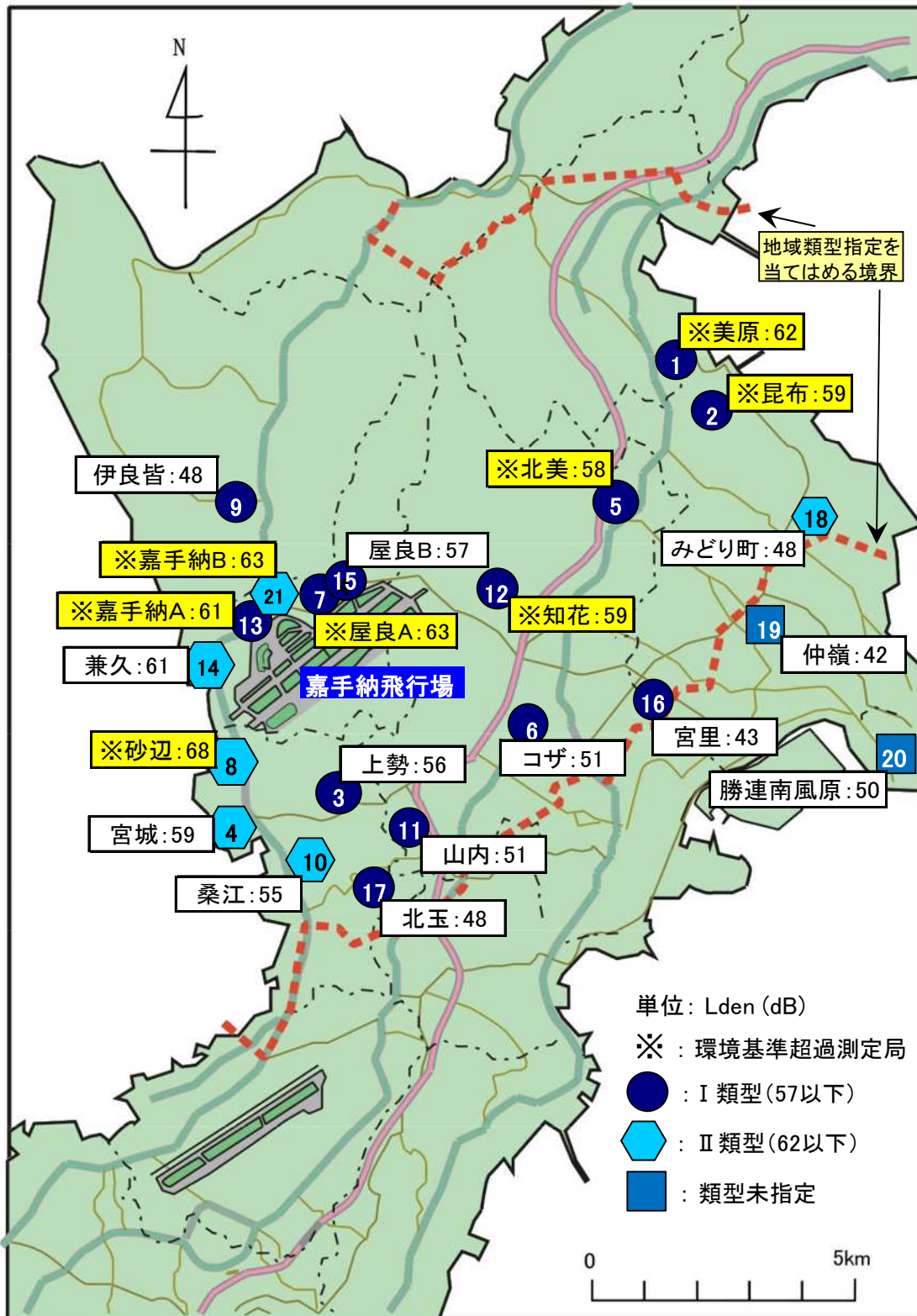
21 測定局中 16 局の測定局で前年度より増加した。屋良 A 局の 207.1 回/月が最も多く、前年度最多の同局の 166.2 回/月から 40.9 回/月増加した。

2 まとめ

嘉手納飛行場周辺の 19 測定局中 8 局で環境基準を超過した（前年度 9 局/19 局）。

また、夜間・早朝（22 時～6 時）の騒音発生回数は、前年度と比較が可能な 21 測定局中 16 局で増加し、屋良 A 局の 207.1 回/月が最も多かった。

嘉手納飛行場周辺では、環境基準を超過する測定局が依然として多く、夜間・早朝の騒音についても幾度も確認されていることから、同飛行場から発生する航空機騒音は周辺地域住民の生活環境に対し大きな影響を与えている。



図K1 嘉手納飛行場周辺における航空機騒音測定結果

表 K 1 航空機騒音測定結果の概要 (嘉手納)

No.	測定地点		環境基準値		測定期間内 平均 Lden(dB)	測定期間内 平均 WECPNL	1日あたりの 騒音発生回数	最大騒音レベル		測定期間内 平均 Lnight(dB)	1日あたりの騒音 継続累積時間	測定期間	測定 日数
	測定局名	(管理者)	類型	Lden(dB)				測定期間内 最大値(dB)	測定期間内 平均値(dB)				
1	美原	(沖縄県)	I	57	62 (62)	78 (78)	46.0 (40.7)	107.8 (106.0)	85.1 (85.7)	47 (47)	13分0秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
2	昆布	(沖縄県)	I	57	59 (61)	74 (75)	30.2 (30.1)	102.8 (105.1)	83.5 (84.7)	44 (44)	11分14秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
3	上勢	(沖縄県)	I	57	56 (57)	74 (74)	40.6 (40.0)	105.6 (104.0)	82.0 (83.6)	33 (34)	12分23秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
4	宮城	(沖縄県)	II	62	59 (60)	75 (75)	56.9 (54.9)	104.8 (106.2)	82.1 (82.6)	38 (40)	17分38秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
5	北美	(沖縄県)	I	57	58 (59)	74 (75)	26.0 (27.8)	105.3 (106.1)	83.5 (84.8)	40 (41)	9分13秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
6	コザ	(沖縄県)	I	57	51 (53)	67 (69)	26.0 (26.5)	103.9 (104.9)	78.7 (80.9)	32 (29)	8分31秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
7	屋良A	(沖縄県)	I	57	63 (64)	81 (83)	70.6 (65.4)	107.9 (107.0)	86.4 (88.7)	47 (45)	19分28秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
8	砂辺	(北谷町)	II	62	68 (69)	87 (87)	49.5 (51.8)	116.7 (116.2)	94.5 (94.9)	48 (49)	12分49秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
9	伊良皆	(沖縄県)	I	57	48 (48)	64 (64)	23.9 (23.5)	95.2 (95.5)	74.6 (76.1)	32 (28)	7分32秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
10	桑江	(北谷町)	II	62	55 (55)	72 (71)	13.8 (15.3)	105.7 (103.0)	85.8 (85.7)	28 (24)	3分51秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
11	山内	(沖縄市)	I	57	51 (52)	67 (69)	30.2 (35.9)	99.6 (104.2)	77.1 (78.5)	31 (28)	9分48秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
12	知花	(沖縄市)	I	57	59 (60)	76 (76)	47.2 (51.6)	108.0 (112.7)	83.9 (84.5)	41 (39)	14分58秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
13	嘉手納A	(嘉手納町)	I	57	61 (63)	76 (79)	32.5 (38.1)	103.8 (104.6)	86.0 (87.7)	49*	13分44秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
14	兼久	(嘉手納町)	II	62	61 (57)	75 (72)	27.5 (23.4)	103.1 (103.1)	85.9 (83.6)	48*	10分29秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	361
15	屋良B	(嘉手納町)	I	57	57 (63)	73 (79)	21.2 (34.1)	103.7 (106.3)	84.7 (89.5)	40*	5分43秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
16	宮里	(沖縄市)	I	57	43 (51)	60 (69)	21.0 (23.6)	96.1 (109.0)	71.3 (80.3)	26 (25)	8分39秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
17	北玉	(北谷町)	I	57	48 (50)	65 (67)	19.9 (23.2)	106.8 (105.5)	77.1 (79.2)	25 (34)	5分18秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
18	みどり町	(うるま市)	II	62	48 (49)	62 (62)	5.5 (5.5)	100.0 (102.5)	80.0 (80.5)	31*	3分3秒	R6.4.1 ~ R7.1.31	306
19	仲嶺	(うるま市)	-	-	42 (44)	56 (59)	3.6 (4.0)	94.7 (97.6)	76.7 (78.7)	21*	10分56秒	R6.4.1 ~ R7.1.31	306
20	勝連南風原	(うるま市)	-	-	50 (50)	64 (64)	8.5 (7.1)	95.5 (94.7)	79.5 (79.9)	34*	2分46秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365
21	嘉手納B	(嘉手納町)	II	62	63 (64)	78 (81)	38.5 (44.7)	103.6 (106.0)	86.6 (88.5)	50*	16分59秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	330

※ 測定期間内平均Ldenの下線付きの値は環境基準値超過を示す。

※ 表中の()内の数値は前年度(令和5年度)の値を示す。

※ 常時測定局のうち測定日数が年間日数(365日又は366日)に満たないものは、機器不良などの理由による。また、みどり町局及び仲嶺局は欠測率が約16%であり、不確かさが高いことに留意する必要がある。

※ Lnightは、0時～7時及び23時～24時の計8時間の平均でレベル算出したものとしているが、*を付した測定局では、0時～7時及び22時～24時の計9時間の平均で算出している。

※ 兼久局は設置場所を移設し、令和5年7月から同設置場所での測定を開始している。

表 K 2 航空機騒音規制措置合意前後の航空機騒音発生状況（嘉手納）

航空 測点	環境 基準値	合意後																													
		WECPNL(うるささ指標)																													
		合意前	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
屋良A	70	80	79	79	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	76	76	77	78	81	
嘉手納A	70	77	75	76	76	77	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	74	74	74	74	74	79	76
美原	70	82	79	81	79	79	80	82	80	83	82	80	79	79	77	78	78	79	78	77	77	77	77	77	77	76	76	77	78	78	78
砂辺	75	88	88	90	91	89	90	91	90	89	89	91	91	89	91	89	87	86	85	85	86	86	86	86	86	85	84	84	85	86	87
屋良A	324.0	201.0	92.0	82.4	113.4	106.7	211.0	176.5	169.6	125.6	111.1	128.3	82.2	101.4	111.0	96.8	101.7	86.9	116.6	142.9	104.8	127.2	125.9	108.3	85.2	112.7	164.5	160.0	190.1	238.1	
嘉手納A	170.6	133.9	131.2	138.4	136.5	124.6	200.2	202.8	219.1	197.1	203.8	155.3	222.0	400.7	472.0	484.7	467.9	411.6	106.3	133.5	118.1	115.8	78.9	100.6	69.9	116.2	146.8	76.5	81.5	65.7	
美原	66.0	45.0	67.6	57.4	65.1	84.4	193.4	186.4	161.6	135.6	90.6	84.7	69.7	73.7	93.3	71.5	68.4	58.5	67.4	84.0	95.7	108.8	109.0	91.4	78.5	71.2	86.8	93.3	92.3	152.2	
砂辺	189.0	249.0	121.0	93.7	105.6	45.2	159.7	147.4	140.7	131.5	95.3	86.7	52.3	21.8	121.6	139.3	143.5	121.2	112.5	77.5	71.8	88.0	88.0	76.8	63.1	69.0	100.7	78.5	84.2	105.6	

※ 平成7年度から継続して測定している測定周について比較した。
 本表における月平均騒音発生回数の算出方法： $\frac{\text{観測された騒音発生回数} \times 365(\text{日/年})}{\text{観測日数}(\text{日/年})} \div 12(\text{月/年})$
 ※対象期間に「うるさ日（2月29日）」を含む場合、366（日/年）

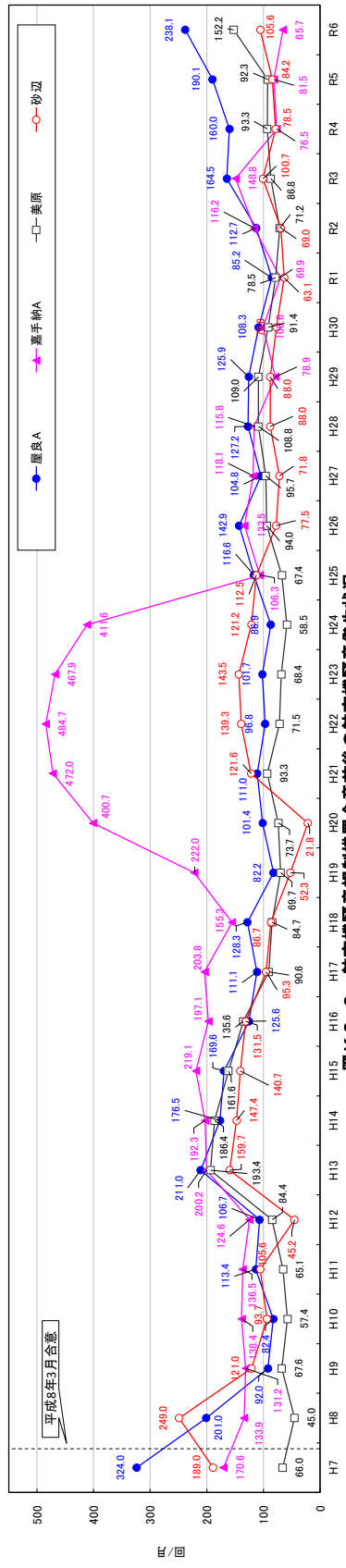
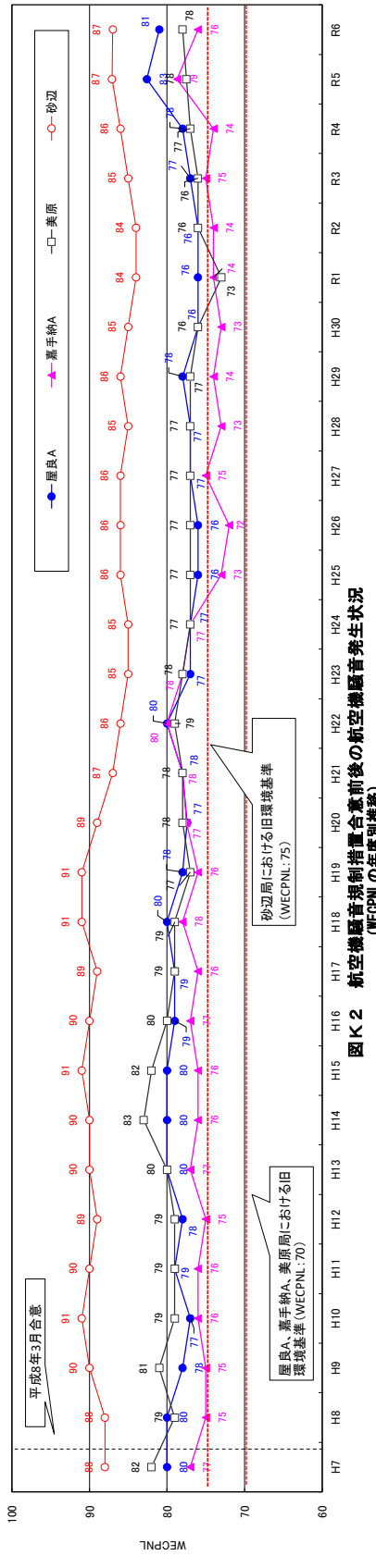


図 K 2-2 航空機騒音規制措置合意前後の航空機騒音発生状況（騒音発生回数の年別推移、夜間(22時)～早朝(7時)）

Ⅱ-2 令和6年度航空機騒音測定結果（普天間飛行場周辺）

1 測定結果

(1) Ldenについて（図F1、表F1）

地域類型指定されている評価可能な13測定局中3局で環境基準値を超過した（前年度2局/11局）。

最大値は上大謝名局の65dB（基準値57dB）であった。

(2) 1日あたりの騒音発生回数（表F1）

最も多かったのは新城局の63.6回/日で、前年度最多の同局の38.2回/日から25.4回/日増加した。

(3) 最大騒音レベル（表F1）

上大謝名局で令和7年2月に測定期間中最大となる124.4dBを記録した。

(4) 航空機騒音規制措置（H8.3.28）前後の航空機騒音発生状況（表F2、図F2、図F2-2）

平成7年度以降、継続して測定している3測定局のうち、上大謝名局及び野嵩局で、ほぼ毎年、旧環境基準WECPNLを超過する値で推移している。

(5) 夜間・早朝（22時～6時）における航空機騒音発生回数（表F3、図F3、図F3-2）

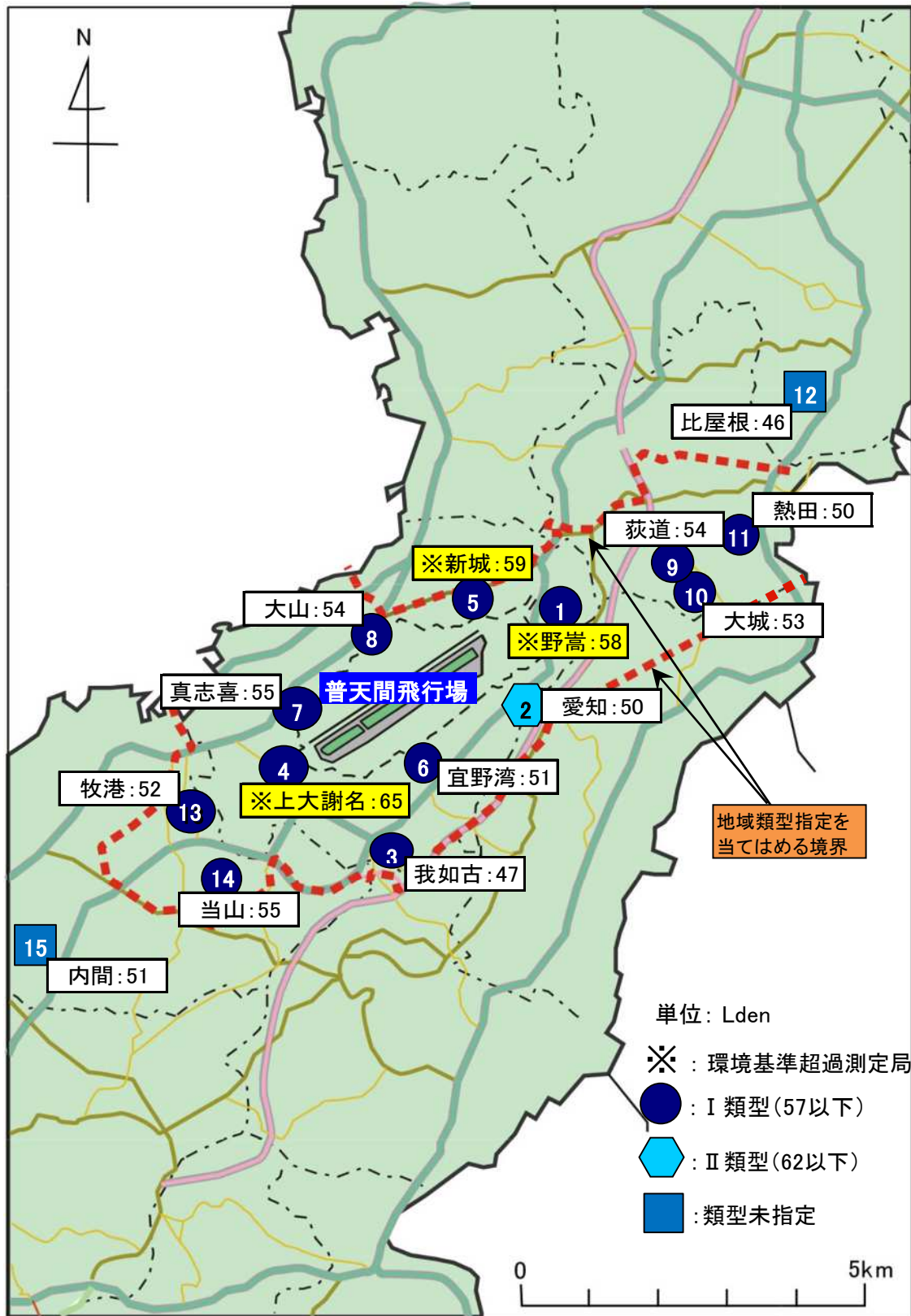
前年度と比較が可能な12測定局中10局で増加しており、新城局の78.7回/月が最も多く、前年度最多の大山局の51.3回/月から27.4回/月増加した。

2 まとめ

普天間飛行場周辺の13測定局中3局で環境基準値を超過した（前年度2局/11局）。

また、夜間・早朝（22時～6時）の騒音発生回数は、前年度と比較が可能な12測定局中10局で前年度より増加し、新城局の78.7回/月が最も多かった。

普天間飛行場周辺では、3測定局において環境基準を超過し、夜間・早朝の騒音も幾度も確認されていることから、同飛行場から発生する航空機騒音は周辺地域住民の生活環境に対し大きな影響を与えている。



図F1 普天間飛行場周辺における航空機騒音測定結果

表 F 1 航空機騒音測定結果の概要 (普天間)

No.	測定地点		環境基準値		測定期間内 平均 Lden(dB)	測定期間内 平均 WECPNL	1日あたりの 騒音発生回数	最大騒音レベル		測定期間内 平均 Lnight(dB)	1日あたりの騒音 継続累積時間	測定期間	測定 日数
	測定局名 (管理者)	環境基準値 類型	Lden (dB)	測定期間内 最大値(dB)				測定期間内 平均値(dB)					
1	野嵩 (沖縄県)	I	57	58 (58)	73 (74)	26.2 (21.2)	112.2 (115.0)	83.7 (85.6)	37 (33)	6分49秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
2	愛知 (沖縄県)	II	62	50 (52)	64 (67)	27.0 (12.1)	100.6 (110.4)	74.2 (80.4)	28 (25)	12分21秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
3	我如古 (沖縄県)	I	57	47 (48)	62 (63)	13.3 (11.1)	100.0 (104.1)	75.6 (76.8)	22 (27)	5分51秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
4	上大謝名 (沖縄県)	I	57	65 (62)	82 (80)	44.9 (32.1)	124.4 (120.6)	90.8 (90.2)	38 (31)	12分0秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
5	新城 (沖縄県)	I	57	59 (57)	73 (72)	63.6 (38.2)	110.2 (108.0)	79.4 (80.8)	38 (35)	32分19秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
6	宜野湾 (沖縄県)	I	57	51 (50)	65 (65)	26.6 (20.8)	99.1 (108.6)	75.4 (76.9)	31 (28)	9分34秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
7	真志喜 (宜野湾市)	I	57	55 (54)	70 (69)	26.4 (18.3)	102.7 (102.4)	80.4 (80.3)	32 (28)	8分54秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
8	大山 (沖縄県)	I	57	54 (54)	68 (69)	36.9 (13.4)	101.2 (100.2)	76.8 (80.4)	31 (35)	15分14秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
9	菟道 (北中城村)	I	57	54 (52)	68 (67)	26.5 (20.9)	105.3 (109.4)	79.3 (79.2)	29 (27)	9分56秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
10	大城 (北中城村)	I	57	53 (51)	68 (66)	29.6 (28.4)	103.9 (100.9)	77.9 (76.4)	28 (28)	10分32秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
11	熱田 (北中城村)	I	57	50 (49)	64 (65)	22.9 (19.5)	96.4 (101.5)	75.0 (76.2)	28 (26)	11分20秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
12	比屋根 (沖縄市)	-	-	46 (47)	60 (63)	19.7 (19.0)	99.6 (100.7)	70.8 (74.3)	26 (26)	8分7秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	359	
13	牧港 (浦添市)	I	57	52 (50)	66 (65)	25.7 (23.2)	102.1 (101.5)	77.0 (77.0)	32 (28)	9分51秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	
14	当山 (浦添市)	I	57	55 (52)	69 (65)	25.1 (23.5)	109.6 (96.3)	80.1 (76.9)	32 (25)	9分30秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	359	
15	内間 (浦添市)	-	-	51 (49)	65 (63)	17.6 (23.5)	104.6 (92.8)	77.7 (74.6)	30 (24)	7分6秒	R6.4.1 ~ R7.3.31	365	

※ 測定期間内平均Ldenの下線付きの値は環境基準値超過を示す。

※ 表中の()内の数値は前年度(令和5年度)の値を示す。

※ 常時測定局のうち測定日数が年間日数(365日又は366日)に満たないものは、機器不良などの理由による。

※ Lnightは、0時~7時及び23時~24時の計8時間の平均レベル算出した。

※ 愛知局は前年度(令和6年2月)から測定装置を変更の上、設置場所を移設し、同設置場所での測定を開始している。

※ 我如古局及び新城局は前年度(令和6年2月)から測定装置を変更の上、設置場所を移設し、同設置場所での測定を開始している。

※ 大山局は前年度(令和6年3月)から測定装置を変更の上、設置場所を移設し、同設置場所での測定を開始している。また、移設に伴い環境基準の地域類型が類型IIから類型Iに変更となっている。

※ 牧港局、当山局及び内間局の前年度(令和5年度)の値は欠測期間が2ヶ月を超えるため参考値扱いである(欠測率 牧港局:82.2%、当山局及び内間局:82.0%)。

また、同3局は令和6年1月から測定装置及び測定条件を変更している。

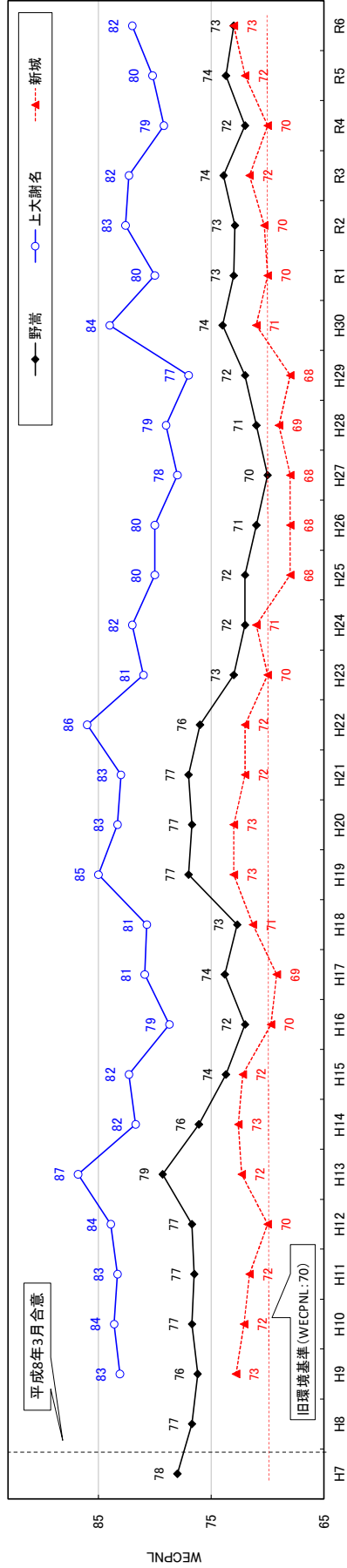
表F 2 航空機騒音規制措置合意前後の航空機騒音発生状況(普天間)

測定地点	合意後																															
	環境基準値	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
野嵩	70	78	77	76	77	77	77	79	76	74	72	74	73	77	77	76	73	72	72	71	70	71	70	71	72	74	73	74	72	74	73	
上大謝名	70			83	84	83	84	87	82	82	79	81	81	85	83	86	81	82	80	80	80	78	79	77	84	80	83	82	79	80	82	
新城	70			73	72	70	72	73	72	73	70	69	71	73	73	72	72	70	71	68	68	69	68	71	70	70	72	70	72	70	72	73
夜間22時～早期7時までの騒音発生回数(月平均)																																
野嵩	69.0	21.0	11.0	14.6	15.0	13.6	8.0	7.7	10.0	7.9	12.1	10.2	4.6	11.8	21.9	22.1	10.9	7.5	8.7	14.0	8.9	21.4	21.1	21.1	11.8	13.2	15.9	16.6	17.6	22.1		
上大謝名				14.8	10.0	21.6	33.0	46.9	88.7	75.6	63.8	43.6	48.4	42.8	26.5	44.5	96.3	55.8	36.1	37.4	25.4	15.7	22.3	32.5	34.4	19.5	22.8	22.6	27.4	37.6	45.8	
新城				19.2	47.1	31.8	5.7	61.5	98.5	53.3	64.8	59.6	33.9	40.5	38.1	28.1	34.4	30.1	10.7	20.4	13.0	24.7	29.1	34.6	16.8	26.7	24.9	26.0	51.0	81.6		

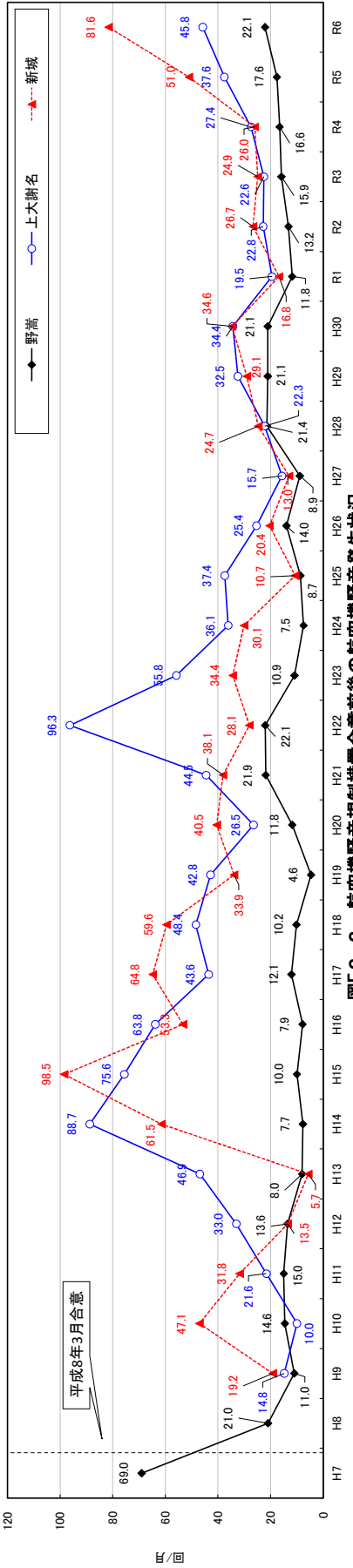
※ 平成7年度から継続して測定している野嵩局と、規制措置合意後に設置した上大謝名局と新城局について、騒音発生状況を記載した。

$$\frac{\text{観測された騒音発生回数の年間合計(回/年)}}{\text{観測日数(日/年)}} \div 12(\text{月/年}) \times 365(\text{日/年})(※)$$

※対象期間に「うるう日(2月29日)」を含む場合、366(日/年)



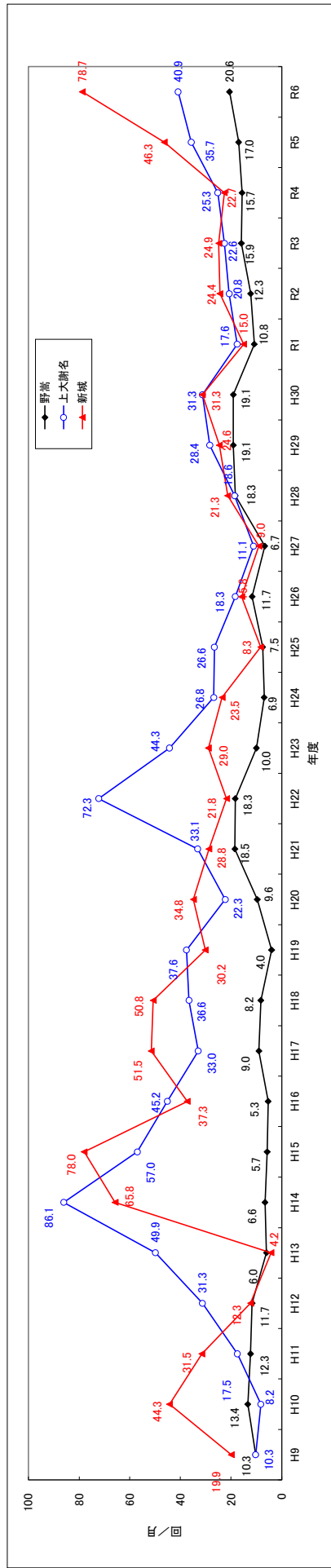
図F 2 航空機騒音規制措置合意前後の航空機騒音発生状況 (WECPNLの年度別推移)



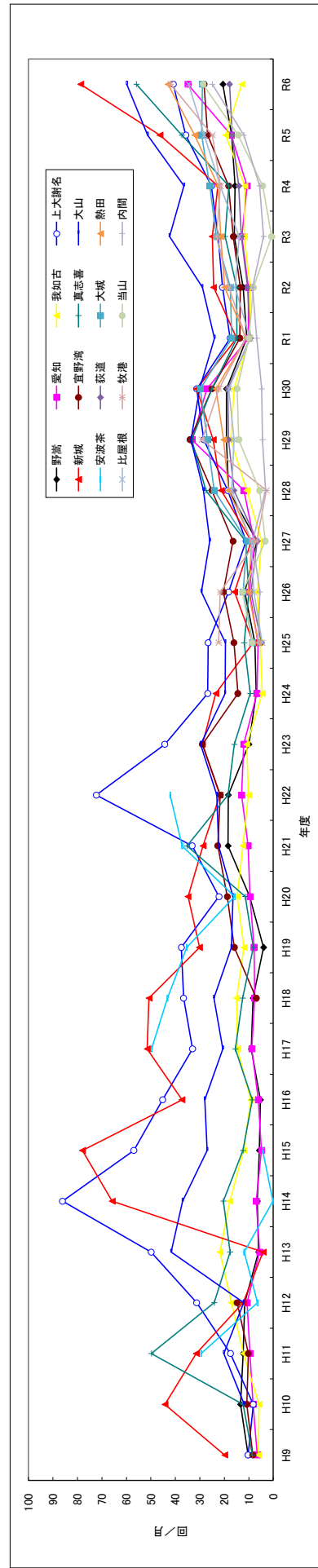
図F 2-2 航空機騒音規制措置合意前後の航空機騒音発生状況 (騒音発生回数の年度別推移、夜間(22時～早期(7時))

表F3 航空機騒音規制措置に基づく飛行等制限時間帯(22時～6時)における航空機騒音発生回数(月平均)

測定地点	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
野高	10.3	13.4	12.3	11.7	6.0	6.6	5.7	5.3	9.0	8.2	4.0	9.6	18.5	18.3	10.0	6.9	7.5	11.7	6.7	18.3	19.1	19.1	10.8	12.3	15.9	15.7	17.0	20.6	
我如古	6.6	8.3	9.5	10.7	5.6	6.9	4.8	6.1	8.8	7.6	7.9	9.5	10.3	13.0	12.1	6.7	6.3	9.8	7.8	12.0	33.2	27.1	10.2	10.2	12.8	10.7	17.2	34.9	
上大跡名	6.1	5.8	12.2	17.1	21.8	17.7	12.1	9.2	14.7	15.0	12.0	14.7	12.5	10.2	10.9	4.5	5.2	6.6	4.7	10.8	17.4	16.1	9.8	9.5	11.9	11.6	19.5	12.9	
新坂	10.3	8.2	17.5	31.3	49.9	86.1	57.0	45.2	33.0	37.6	31.6	22.3	33.1	72.3	44.3	28.8	28.6	18.3	11.1	15.6	29.4	31.3	17.6	20.8	22.6	25.3	35.7	40.9	
直野湾	19.9	44.3	31.5	12.3	4.2	65.8	78.0	37.3	51.5	50.8	30.2	34.8	28.8	21.8	29.0	23.5	8.3	15.8	9.0	21.3	24.6	31.3	15.0	24.4	24.9	22.7	46.3	78.7	
真志喜	8.4	10.8	10.2	14.8	17.6	20.4	12.4	8.6	15.5	12.5	8.1	11.5	35.2	18.5	15.9	9.4	11.9	9.9	11.3	27.5	33.3	25.1	14.8	15.0	19.7	18.2	37.3	55.9	
大山	8.6	12.3	49.8	24.1	17.6	20.4	12.4	8.6	15.5	12.5	8.1	11.5	35.2	18.5	15.9	9.4	11.9	9.9	11.3	27.5	33.3	25.1	14.8	15.0	19.7	18.2	37.3	55.9	
安波茶	11.9	11.9	20.2	12.1	41.7	37.0	27.0	28.0	20.6	24.3	17.1	16.4	22.3	23.1	29.8	19.7	19.6	29.3	25.9	28.5	30.1	24.0	29.0	42.4	36.5	51.3	59.8		
牧港			29.5	6.4	11.9	0.2	4.3		49.7	43.2	35.3	15.8	37.2	42.1			4.8	9.1	16.1	13.3	18.6	9.4	10.5	13.1	14.1	18.8	17.9		
大城																	8.5	12.3	10.8	24.1	29.9	29.8	17.0	17.5	23.3	26.0	29.3	28.9	
比羅根																	6.1	10.2	8.8	15.3	20.3	23.4	11.1	19.9	21.5	22.5	32.1	43.0	
牧港																	4.5	4.5	8.0	9.0	17.0	16.1	18.1	9.5	15.7	13.9	21.7	28.2	34.6
当山																	22.3	21.7	6.8	3.3	5.6	14.1	14.8	9.9	8.1	0.7	4.3	14.3	28.7
内間																	8.6	12.6	3.3	5.6	3.1	4.4	4.7	6.8	8.5	4.0	5.6	12.0	24.9



図F3 飛行等制限時間帯(22:00～6:00)における騒音発生回数の年度推移



図F3-2 飛行等制限時間帯(22:00～6:00)における騒音発生回数の年度推移 [全測定局]

Ⅲ 航空機騒音に係る環境基準について（抜粋）

（昭和 48.12.27 環境庁告示第 154 号） 改正 平 5 環告 91、平 12 環告 78、平成 19 環告 114

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

（注）I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- 評価は算式アにより 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej} + 5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

（注） i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1 秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86,400 秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

（注） N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。
- 3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。